

国民健康保険資格確認書交付申請書

被保険者の 記号番号	
診療所所在地	
診 療 所 名	

[illegible]

〈備考〉

マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが保険証利用登録を行っていない方には、申請によらず資格確認書が交付されるため、申請の必要はありません。

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する業務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。

理事長	常務理事	事務長	係